

議案第14号

加西市学童保育園の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

加西市学童保育園の設置に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成26年2月25日提出

加西市長 西村 和 平

加西市学童保育園の設置に関する条例の一部を改正する条例

加西市学童保育園の設置に関する条例（平成 15 年加西市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 6 条の 2 第 7 項」を「第 6 条の 3 第 2 項」に、「保護及び育成」を「遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成」に改める。

第 2 条から第 6 条までを次のように改める。

（名称及び位置）

第 2 条 園の名称及び位置は、別表第 1 のとおりとする。

（入園資格）

第 3 条 入園できる児童は、次の各号のいずれかに該当し、保護者及び同居の親族その他の者が規則で定める理由により、保育することができない家庭の児童とする。

- （1） 市が設置する小学校の第 1 学年から第 3 学年までの者
- （2） 児童福祉法上適切な保護が必要と認められる者
- （3） 市長が特に必要と認める者

（入園許可）

第 4 条 入園しようとする者は、規則で定めるところにより、許可を受けなければならない。

（許可の取消し）

第 5 条 市長は、入園の許可を受けた児童又はその保護者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その許可を取り消すことができる。

- （1） この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- （2） 園の管理運営上支障があると認められるとき。
- （3） 児童が 2 箇月以上休園したとき。

（保育料）

第 6 条 入園の許可を受けた児童の保護者は、別表第 2 に定める保育料を納付しなければならない。

第 7 条及び第 8 条を削り、第 9 条を第 7 条とし、第 10 条を第 8 条とし、第 11 条を第 9 条とする。

附則ただし書を削る。

附則の次に次の 2 表を加える。

別表第 1 (第 2 条関係)

名 称	位 置
北条学童保育園	加西市北条町北条 1291 番地
北条東第 1 学童保育園	加西市北条町西高室 595 番地 2
北条東第 2 学童保育園	加西市北条町西高室 595 番地 2
富田学童保育園	加西市西上野町 205 番地 1
下里学童保育園	加西市西笠原町 172 番地 1
九会学童保育園	加西市中野町 5 番地
富合学童保育園	加西市別府町甲 2664 番地 2
日吉学童保育園	加西市和泉町 56 番地
西在田学童保育園	加西市上道山町 80 番地
泉学童保育園	加西市殿原町 91 番地 1

別表第 2 (第 6 条関係)

区 分	月又は期間	金額 (円)
保育料	各月 (8 月除く)	1 人につき 月額 6, 0 0 0
	8 月	〃 月額 1 2, 0 0 0
長期休業期間中保育料	春季休業日	1 人につき 6, 0 0 0
	冬季休業日	〃 6, 0 0 0

備考

- 1 月又は期間の途中で入園又は退園した場合も上記金額を適用する。
- 2 長期休業期間中保育料は、その期間のみ利用する者について適用する。

附 則

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 別表第 1 の改正規定中富田学童保育園の位置は、平成 26 年 6 月 30 日までの間は、加西市窪田町 22 番地とする。

(審議資料)

北条学童保育園専用棟の新設及び富田学童保育園の移設により、園の名称及び位置に関する事項を定め、また、長期休業期間中の保育料を軽減するとともに、定員、休園等について学童保育事業の円滑、弾力的な運営を図ろうとするもの。